

平成29年6月1日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日時	平成29年6月1日(木) 午後3時00分
場所	教育委員会室
開会	午後3時00分
閉会	午後4時18分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	雁 部 隆 治
委 員	阿 部 博 道
委 員	坂 根 慶 子
委 員	淺 松 三 平
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	後 藤 隆 宏
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	岸 川 紀 子
学 務 課 長	須 藤 浩 司
指 導 室 長	横 山 圭 介
すみだ教育研究所長	石 原 恵 美
地域教育支援課長	岡 本 香 織
ひきふね図書館長	高 村 弘 晃

2 議題について

(1) 議決事項

- 第1 議案第54号 墨田区立学校におけるいじめ防止対策等について(諮問)
- 第2 議案第55号 墨田区いじめ問題専門委員の委嘱について
- 第3 議案第56号 文化財の指定について
- 第4 議案第57号 P T A退任役員に対する感謝状の贈呈について
- 第5 議案第58号 感謝状交付に関する教育長への臨時代理処理の指示について

(2) 報告事項

- 第1 教育委員会関係議案(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例)の作成に伴う意見聴取について

- 第2 平成 28 年度定期監査（第 2 回）の監査結果について
- 第3 墨田区議会正副議長の就任について
- 第4 墨田区議会常任委員会及び議会運営委員会委員名簿、墨田区議会特別委員会委員名簿について
- 第5 墨田区監査委員の就任について

3 会議の概要について

教育長 それでは、教育委員会を開会します。本日の会議録署名人は雁部委員にお願いします。本日は、議決事項 5 件、報告事項 5 件を予定しております。

議決事項第 1・・・資料 P 1～7、冊子 1～3

議案第 5 4 号「墨田区立学校におけるいじめ防止対策等について（諮問）」を上程し、庶務課長及び指導室長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明についてご質疑、ご意見はありますか。

浅松委員 「5 4 - 別冊 2」1 ページの「改定後の案」にある「3 . いじめの防止等のために学校が実施すべき施策」で、「各学校は、国の基本方針、地方いじめ基本方針を～」となっておりますが、「地方いじめ基本方針」は「地方いじめ防止基本方針」の誤りではないですか。

指導室長 ご指摘のとおり、「防止」の文言が入るほうが正しいと思われませんが、この資料自体は文部科学省で作成したもので、こちらで修正することはできません。

浅松委員 「5 4 - 別冊 1」の 2 4 ページの（2）には「地方いじめ防止基本方針」と明記されていたので、誤記ではないのかと思い確認しました。それから、「5 4 - 別冊 2」1 ページの「改定後の案」にある「3 . いじめの防止等のために学校が実施すべき施策」の最後の箇条書きにある「いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは～」とありますが、いじめが起きたことに対するここ何年かのシミュレーションを含めて考えますと、「いじめの発生時」に説明会や保護者会で言うということは今までありませんでした。いじめが起きてからの対応以上に、事前に保護者へ通知し、その場合にはこうするのだということを体系的に説明しておくというのは大事だと思います。それから、同じく「改定後の案」で、2 ページと 1 9 ページに記されている内容について、学校側での未然防止のところではいろいろな調査を行っていくと思うのですが、その際に大事になってくることは担任と生徒の信頼関係だと思います。それはいじめが起きてから云々というよりも、特にいじめの未然防止の中で、普段から、児童・生徒と担任を中心として設定された面談を行うだけではなく、どのようにお互いが関わっていくかという点で信頼関係を構築しておかなければいけないし、全てはそこにあると思います。いじめが起きてから、初めて実際にいろいろ具体的に聞き出すということが学校ではあるのですが、それでは上手く進まないと思います。私も経験があるのですが、悩みを抱える子どもが、担任の先生には言いづらけれども、同じ学年あるいは他学年のある先生に対しては相談できるといった形の信頼関係が構築されているという場合もあり、逆にそのほうが相談しやすいということがあります。子どもとしては担任がいる手前、ほかの先生へ相談するというのはすごくためらうことなのですが、このような場合に、相談の内容を事前に手紙のような形で受け取った先生が、それを適切に扱うためにどのようにしたらよいか、そういったことを考え配慮しながら対応していくといった工夫も必要になってくると思います。ですから、いじめの未然防止というところで、子どもたちが抱えているいろいろな不安や悩みについて、いかに把握し

ていくかというところでの学校の態勢というものが重要になってくると思います。それから、今朝もニュース等で報道されている、取手市で起きたいじめ事件のこともそうですが、もしかしたら保護者の立場においても何かサインを受けていたかもしれないということも考えられる中で、学校と家庭との信頼関係を築くということも大変重要なことで、現在は家庭訪問自体がほとんど行われなくなっているといった状況の中では、難しい部分もあるとは思いますが、この「いじめの未然防止」の観点において、このように感じられることもあり申し上げました。

指導室長 これまでの「いじめ防止基本方針」では、各学校のホームページにより保護者等に公開しておくということを定めておりましたが、今回のこの改定においては、公開の方法をホームページだけではなく、新入生の保護者説明会等でも行うといった形も加えられております。本区はいじめ防止プログラム等には、今まではそこまで踏み込んだものを設定しておりませんでしたし、今、浅松委員からご意見のあった学級担任以外への働きかけということも大変重要なことです。これまでは、担任を中心としてスクールカウンセラー等の関係者を活用していくという形で進めておりましたが、ご意見いただいたものも含めまして、検討会でも取り上げていきたいと思っております。

阿部委員 これを文部科学省が策定したということですが、これを基にどこに何の諮問をするのでしょうか。先ほど説明を受けたのですが、少し分からないので教えてください。

教育長 このことについて、庶務課長からもう一度説明をお願いします。

庶務課長 今年の3月に、文部科学省決定により「いじめ防止等のための基本的な方針」が改定され、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されたことを受けまして、教育委員会として区立学校におけるいじめ防止等の対策の見直しについて、墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会に諮問し、専門委員会から出されたご意見について、教育委員の皆様にも提供させていただきながら、最終的には「墨田区いじめ防止対策推進条例」の規定により設置された、区長を会長とする「墨田区いじめ問題対策協議会」において、墨田区いじめ防止対策基本方針の改定を行うといった流れになります。

阿部委員 わかりました。そうしますと、教育委員会として何か意見を言ったりすることはできるのでしょうか。文部科学省が策定した資料を拝見しますと、かなり細かく方法とか制度とかに触れていますので、これをそのとおりに実施するとなると、いろいろな制度なり、組織なりを作らないと大変であろうといった印象を受けました。

教育長 今回は、区立学校におけるいじめ防止対策等について、教育委員会の附属機関であるいじめ問題専門委員会へ諮問する必要があることについてご審議いただくものです。諮問して答申が出され、それを受けて「墨田区いじめ防止対策基本方針」を改定するということは別になりますので、教育委員会からのご意見はその段階でということになります。

阿部委員 わかりました。

教育長 それでは、議案第54号は原案どおり諮問することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり諮問することにします。

議決事項第2・・・資料P8～9、追加配布資料

議案第55号「墨田区いじめ問題専門委員の委嘱について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明についてご質疑、ご意見はありますか。

雁部委員 委員の皆さんは全て任期が切れるということで、また引き続きお願いすることになるのだと思いますが、今、庶務課長からの説明の中で、活発な意見等が交わされているとありましたが、その議事録はあるのですか。

庶務課長 ございます。

雁部委員 どのような意見が交わされているのか興味がありますので、全部でなくても結構です、次回のときでも構いませんので教えていただけますか。

庶務課長 わかりました。議事録の中から、どういった意見が交わされているのかを委員の皆様方にもお示しをしたいと思います。

坂根委員 その議事録は、個人名が出ていたりすると非公開ですか。

次長 方針の策定や改定といったものについては、公開可能なものはいたしますが、いじめ問題専門委員会の会議については、個別案件に関わることもありますので、内容によっては非公開となります。

雁部委員 いじめ問題専門委員会では、防止対策のための意見交換と、問題が起きた場合の対応と、どちらがメインになるのですか。

庶務課長 本区はいじめ問題専門委員会の場合は、実際に重大事態が起きたときには、調査も行うことができるとしており、どちらも主とした立場にあります。

指導室長 墨田区いじめ問題専門委員会の主な役割については、いじめ防止対策基本方針の中に示しております。いじめ防止等の対策を実行的に行う組織であり、対策の推進について教育委員会の諮問に応じ、調査審議し答申するということでは、先に議決いただいた議案第54号による同専門委員会への諮問はこれに当たります。また、区立学校などで重大事態が発生した場合には、事実関係等を明確にするための調査を行い、その結果について教育委員会を通じて区長へ報告します。

雁部委員 もう少し全体的な説明をしてもらえますか。

指導室長 「墨田区いじめ防止対策推進条例」の規定に基づき、「墨田区いじめ問題対策協議会」が設置されています。これは、いじめの防止等の対策の推進に関する事項について関係機関及び団体との協議や連携を図る組織で、学校・教育委員会・児童相談所・東京法務局・警察その他関係者で構成されています。これとは別に、教育委員会においては、このいじめ防止等の対策を、実行的に行う役割として「いじめ問題専門委員会」を設置しています。委員は、学識経験を有する方、法律・心理・福祉等の専門的な知識を有する方で構成するため、今回は、その委嘱についてご審議いただくものです。

庶務課長 ただいまの説明が口頭だけですと分かりづらいと思いますので、事務局から参考資料を追加で配布いたします。

(参考資料を追加配布する。)

「墨田区いじめ問題対策協議会」と「墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会」については、先ほどの指導室長からの説明のとおりです。教育委員会に対して、区長部局においては、「墨田区いじめ問題調査委員会」が設置されています。こちらは、重大事態発生時に墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会の調査結果の報告を受けた区長が、必要に応じて再調査する組織であり、常設されている組織ではありませんが、委員は教育委員会と同様に構成されます。区長は調査終了後、その結果を区議会へ報告します。資料の左側の図からもお分かりのように、教育委員会側からの調査だけでなく、必要に応じては区長側からも再調査をすることができます。また、いじめの早期発見・

早期対応のために、全ての区立学校では「区立学校いじめ対策組織」を設置しています。これは、各学校でいじめの防止等に関する措置を実効的に行う組織で、これは全ての区立学校に設置することになっていて、複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する方その他関係される方から構成されます。そして、この「区立学校いじめ対策組織」を支援する組織として、「学校サポートチーム」を同じく全区立学校に設置しています。これは、東京都教育委員会いじめ防止総合対策に基づき区立学校を支援するもので、校長、副校長、主幹教諭、保護者、そして民生・児童委員や子育て支援総合センター職員など福祉分野の各関係機関も含めた構成になっています。墨田区いじめ防止対策推進条例に基づきこのような組織体制を執っております。

教育長 雁部委員、全体的な組織の説明についてはよろしいでしょうか。

雁部委員 はい。

教育長 今回、いじめ問題専門委員会の委員を決めるということで、先ほど庶務課長からも説明がありましたように、各審議が活発な議論の中でできているということもありますので、今回も再任ということでお願いしたいというものです。ほかに何かございますか。

阿部委員 先の議案第54号の資料、「54 - 別冊1」の13ページ「2(1)いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置等」の別添1にあるように、文部科学省の「いじめ防止対策推進法が定める組織」のとおり墨田区も作っているということですね。

庶務課長 はい、そうです。

浅松委員 同じく議案第54号の資料で、「54 - 別冊3」の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の6ページの「第4 調査組織の設置」とあります。例の取手市で起きたいじめ事件の報道でも、第三者調査委員会で実際に調べていってもなかなか気づかなかったということもいろいろ言われていますけれども、これに当たるのが、墨田区でいうと、具体的な調査を行う「いじめ問題専門委員会」ということでよろしいですか。

庶務課長 はい、そうです。

浅松委員 ということは、文部科学省の言う調査組織が墨田区ではこの「いじめ問題専門委員会」になるけれども、自治体によっては「第三者調査委員会」と言ったりするいろいろな言い方があるということですね。

庶務課長 はい。

教育長 では、議案第55号は原案どおり委嘱することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり委嘱することにします。

議決事項第3・・・資料P10～13

議案第56号「文化財の指定について」を上程し、地域教育支援課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明についてご質疑、ご意見はありますか。

坂根委員 ボルトとかを使用した近代というのは、いつ頃のことですか。

地域教育支援課長 関東大震災の後に建物の強度というものを重視しており、昭和の時代ぐらいから入ってきているもので、昭和8年ですから震災後すぐということで、近代建築の技術が入り始めたころです。

坂根委員 関東大震災の後ぐらいからということですね。昭和8年、関東大震災は1923年で、

建物ができたのが1933年でしょう。その後に補強しているのですね。

地域教育支援課長 細かい改修工事はされていますが、大掛かりな補強工事ということでは行っていません。

坂根委員 ともかく震災の後にできたものですね。

地域教育支援課長 はい、そうです。

坂根委員 わかりました。

教育長 それでは、議案第56号は原案どおり指定することにしたいと思いますが、ご異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり指定することにします。

議決事項第4・・・資料P14～15

議案第57号「PTA退任役員に対する感謝状の贈呈について」を上程し、地域教育支援課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明についてご質疑、ご意見はありますか。

(質疑・意見なし)

教育長 それでは、議案第57号は原案どおり贈呈することにしたいと思いますが、ご異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり贈呈することにします。

議決事項第5・・・資料P16～17

議案第58号「感謝状交付に関する教育長への臨時代理処理の指示について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 これは、「墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」において、教育長に委任しない事務として掲げられている「教育委員会が行う表彰に関すること」のうち、「感謝状の交付」について「墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱」に該当する場合には、教育委員会で審議し、交付の可否を決定していますが、今回、当該感謝状を交付することが確実と見込まれる「定例的な感謝状の交付」については、同規則第3条の規定により、教育長があらかじめ教育委員会からの指示を受け、臨時代理により処理ができることとして、円滑な事務の遂行を図るというものです。当然、これ以外の「教育委員会が行う表彰に関すること」については、教育委員会でお諮りして決めます。ただいまの説明についてご質疑、ご意見はありますか。

阿部委員 実務として異存はないのですが、規則第3条を見ると、緊急に処理をしなければならない必要があって、「なおかつ」、事前に指示を受けた場合と、二段構えになっていますね。この緊急性があるというのは、条文上はどこにあるのでしょうか。

教育長 緊急性の種類というのではなく、このいとまがないときというのは、感謝状の交付日について、寄付者や各団体の都合等に合わせたときに、教育委員会開催日程との関係で審議できる場合とそうでない場合とあり、この感謝状の贈呈についての多くは後者であることから、臨時代理で処理し報告させていただくことがあります。例えば、先の議案第57号のように、交付までの時間があるものは議決事項として審議させていただいています。それから、規則第3条では「又は」と書

かれていますので、その事務処理についてあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができるということになります。

阿部委員 緊急に処理しなければならない事由があり、それにプラスしていとまがないときということで、「又は」以降は別なのですね。

庶務課長 はい。「緊急に処理～いとまがないとき」までが、一つです。

阿部委員 そのように読み取るのですね、わかりました。

教育長 これは、東京都教育委員会でも同じような条文になっており、それに準じています。

阿部委員 この条文を読むときに、どこで切るかによって違ってきますね。

教育長 これは、いとまがない「とき、」で切ります。

阿部委員 わかりました、そういう理解なのであれば構いません。

教育長 この実例としては、東京都教育委員会でもあらかじめ臨時代理の指定を受けてやっています。

阿部委員 緊急の処理があつていとまがないときと、あらかじめ指示を受けたとき、と二つあるということですね。

教育長 そうです。通常は議決としていましたけれども、感謝状を交付することが確実に見込まれる場合については、あらかじめ指示を受けた臨時代理による処理とし、後日教育委員会に報告するという事です。よろしいでしょうか。

阿部委員 はい。

教育長 それでは、議案第58号原案どおり指示することにしたいと思いますが、ご異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり指示することにします。

報告事項第1・・・資料P18～23

「教育委員会関係議案(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例)の作成に伴う意見聴取について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 これは、法改正に基づいて、職員の条例を改正するという事で、根拠は法律と同じような形ですね。

庶務課長 はい。

教育長 では、ただいまの説明についてご質疑、ご意見はありますか。

阿部委員 このように雇用保険法と同じものが公務員にも別の法律であるのですか。

庶務課長 法律はありませんので、準じて支給する条例を設けています。

阿部委員 準じたものを条例で定めているのですね。

庶務課長 そうです。雇用保険法の改正に伴って、同法の趣旨をもとに職員の退職手当に関する条例の一部改正ということで、その趣旨を盛り込んだというものです。現在適用者はおりません。若年者の場合は退職金が非常に少ないので、退職金との見合いで失業給付との部分についてこういった規定を盛り込むことにより期間延長ができる、といった内容になります。給付を延長するには一定の条件があるため、改正後においても該当者はほとんどいないと思われます。

坂根委員 この報告の趣旨は、先の議案第58号に出てきた条文の前段ですね。「緊急に処理しなければならずかつ教育委員会を招集するいとまがなかった」ために教育長の臨時代理により処理を

済ませたということですね。

庶務課長 はい、そのとおりです。

教育長 では、この報告につきましては、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく教育長の臨時代理による処理の報告ですので、委員会としての承認が必要になります。承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、報告のとおり承認することにします。

報告事項第2・・・資料P24～37

「平成28年度定期監査(第2回)の監査結果について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明についてご質疑、ご意見はありますか。

浅松委員 「平成28年度定期監査(第2回)の結果報告に基づき講じた措置内容等」の監査委員の意見は、区長部局と教育委員会の監査結果の内容が全く同じというのは、そういう監査委員の意見を全員が知っているということですか。

庶務課長 監査委員の全体的なご意見として、区長部局に対しても、教育委員会に対しても同じことで、これは大変重要なことなので適正に事務を執り行ってくださいという意見です。

浅松委員 (2)借用動産の適正な管理について、に書かれていて分かったのですが、区においても学校においても同じである、ということで、両方で取り上げているということですね、わかりました。

坂根委員 この区長部局と教育委員会両方の監査委員意見についてです。措置内容で、教育委員会のほうですと、「再発防止策として、マニュアル等の整備を行うことにより」としてはいますけれど、これは大変重要なことだと思います。ただ、監査結果の内容で「職員の根拠法令などを含めて基本的な事務を再確認」とあります。「基本的な事務の再確認」というのは、その根拠法令をどれくらい理解しているのかということで、そここのところは、マニュアルだけでは足りないと思います。これは、この監査報告以外にも言えることなのですが、その辺りのところをどういう形でやっているか、その最初の部分がとても重要になってくるのではないかなと思います。

庶務課長 おっしゃるとおりです。マニュアル整備も大事ですが、基本に立ち返り、法令を必ず確認するといったところが非常に重要です。教育委員会事務局も区長部局も新しい職員が増えてきているということでもありますので、組織として徹底させていく、確認行為そしてダブルチェック等を入れていく、そういったことが重要になると思います。

阿部委員 監査委員の意見で教育委員会の措置内容にある、(2)借用動産の適正な管理についての説明ですが、「平成29年度から総務省が定める統一的な基準による財務書類が作成される予定であり」とありますが、財務諸表は今までと比較してどのように変わるのですか。

次長 財務諸表については、総務省がいろいろなモデルを作って各自治体に示しています。ここ2年ぐらいに渡って総務省から各自治体に対して、財務諸表についての作成を「発生主義会計」で作るように、という指導が強くなってきて、その前提として、固定資産台帳を適切に管理することがあり、これまでその整備をしてきたところなんです。その中の一環として、リース契約による物品についても、当然財務諸表に反映された内容であるから台帳を整備しなさい、ということがあり、今回監査委員の意見が出されております。よって、資産の管理上として、固定資産をきちんと資産評価して台帳を管理するとともに、リース物件についても台帳管理をし、最終的には資産資

料に反映させるように作成しなさい、ということです。

阿部委員 そうすると、少し細かい話になりますが、学校のパソコンやタブレット等のリース物件についても同じように台帳管理されてしまうと、墨田区の財産と混同してしまいそうですが大丈夫なのですか。

次長 例えば、高価な買い取りのようなものであれば、資産の方に入ると思うのですが、これはリースですので、リース物件としての資産を計上することになると思います。

阿部委員 通常、リースであれば、賃料を経費として計上すればいいわけで、物件本体の所有としての資産はずっとリース会社に残っていますよね。管理するということが自体は分かりますが、資産として評価すべき動産と言われると意味がよく分からなかったものですから。そうするとどうやってリース物件を資産として管理していくのでしょうか。

次長 リース物件には、リース期間終了後リース会社へ返却せずに、区へ引き渡す契約をしているものがあります。例えば、リース期間より耐用年数の方が長いような物品です。つまり、リース物件全てを資産として管理するのではなく、その内の一部を管理することになります。

報告事項第3・・・資料P38

「墨田区議会正副議長の就任について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はありますか。

(質疑・意見なし)

報告事項第4・・・資料P39～40

「墨田区議会常任委員会及び議会運営委員会委員名簿、墨田区議会特別委員会委員名簿について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はありますか。

(質疑・意見なし)

報告事項第5・・・資料P41

「墨田区監査委員の就任について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はありますか。

(質疑・意見なし)

その他

浅松委員 5月30日(火)の毎日新聞に、体育館の床剥がれ事故の記事がありました。その記事を読んでいて非常に心配になったのですが、各学校の学校施設点検とかでは、体育館の床までを点検したりしているのでしょうか。実際にその記事の中には、学校では半数近い46%、公共体育館の場合では42%でワックスがけがされていて、そういう定期ワックスや水拭きをすると、どんどん床が乾いて剥離して、その剥がれた部分が人体に突き刺さる事故が起きたりするということが書かれていました。私も過去に、実際に学校の施設点検に立ち会ったこともあるのですが、そこまで点検で細かく見たという記憶がありません。水拭きをしたり、特にワックスがけをしたりというのはよく行われていますし、学校関係者にこのような認識があっても、会合とかで地域の方が体育館を使うといった場合において、そこでワックスをかけるということもあると思います。何か対策等

はされているのでしょうか。

庶務課長 新聞の記事等により、教育長から早速指示を受けましたので、床についてしっかりと対策を取っていきます。今まで、防災の視点における非構造部材についてのチェックとか、遊具の点検とか、そういったところについては、特に夏季等を中心に行っていたのですが、今年はできるだけ早い段階でそういったことも含めた全校点検を実施したいと考えています。床のワックスがけにつきましては、学校管理等を委託している学校において、その委託業務の中で何回行うということが仕様書の中に決まっていますが、場合によっては水拭きであったりすることもありますので、各学校によって実施内容が違うことも考えられます。今後は、注意喚起をするとともに一定の方針というものを示していきたいと思います。

坂根委員 他の新聞にも記事が出ていました。剥がれた部分が体に刺さったという事例で、床が剥がれる理由は、要は乾燥しているからというような内容でした。

庶務課長 注意喚起については、消費者庁から文部科学省に対して通知が出されています。まだ文部科学省からは、各自治体に対しての通知は届いていないのですが、なるべく早く点検等を行っていききたいと思います。

教育長 通知は、文部科学省から東京都教育委員会を經由して各市区町村へされますので、到達までにはもう少し時間がかかってしまうことが考えられますから、床のワックスがけについて、校長連絡会等で先に情報提供し、注意喚起を促します。

教育長 これで、教育委員会を閉会いたします。